環境教育の推進に関する基本方針

鹿 沼 市

2004.6制定

2014. 3改正

2020. 3改正

第	1	基本的事項		
1	l.1	趣旨		1
1	L .2	環境	教育の計画	2
第	2	環境	教育の方針	.3
2	2.1	法律	の背景	3
2	2.2	基本	方針	5
第	3	推進	すべき施策	.6
9	3.1	環境	教育の充実	6
	3.1.	1	環境学習基本講座	6
	3.1.2	2	環境学習指導者としてのスタート	6
	3.1.3	3	地域環境学習学習講座	6
	3.1.4	4	夏休み特別講座	6
5	3.2	学校	教育における環境教育	7
	3.2.	1	環境教育の目標	8
	3.2.2	2	体験学習の充実	8
	3.2.3	3	教員の資質向上	8
	3.2.4	4	環境学習教材の活用	9
3	3.3	事業	所等における環境教育	9
	3.3.	1	市における職場教育	9
	3.3.2	2	事業所・団体での職場教育1	.0
Ę	3.4	環境	保全に関する情報1	.0
3	3.5	体験	機会の提供1	.0

環境教育の推進に関する方針

第1 基本的事項

1.1 趣旨

鹿沼市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 12年に「鹿沼市環境基本条例」を制定し、同年3月には「鹿沼市環境基本計画」 を策定し、環境保全に関する施策を展開してきました。

しかしながら、地球温暖化問題に端を発する異常気象の発生や生態系の損失など、環境問題の深刻さは日に日に増すばかりであり、市民、事業者、行政などが連携して環境保全の取組を進めていかなければなりません。

環境保全への取組を推進していく上で重要な役割を果たすのが「環境教育」になります。平成24年には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が施行され、持続可能な社会の実現のため、私たち一人ひとりが環境問題を自分事として捉え、エコなライフスタイルへの変革や、その取組を多くの人へ広め、かけがえのない自然環境を次世代につなぐ人づくりを一層充実させていかなければなりません。

このような中、本市においても、環境教育のさらなる推進と環境教育指導者の養成を積極的に進めるため、この方針を定めることとしました。

参考「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の 意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割 分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施 策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

1.2 環境教育の計画

本市における環境教育の計画・目標は、第4次鹿沼市環境基本計画(以下「基本計画」という。)第5章「環境施策の展開」の中で施策を体系化しています。体系としては、大項目4「みんなが考え行動するまちをつくる」のうち、中項目①「次世代につなぐ人づくり」の中で小項目「市民への環境教育の充実」、「子どもたちへの環境教育の充実」の2項目に分けられており、これらの項目ごとに展開すべき施策を設定し、数値目標を設定しています。

別表1は、基本計画における施策の体系について、小項目と行動内容及び数値目標を一覧に整理したものになります。

別表 1 環境教育の計画と行動内容

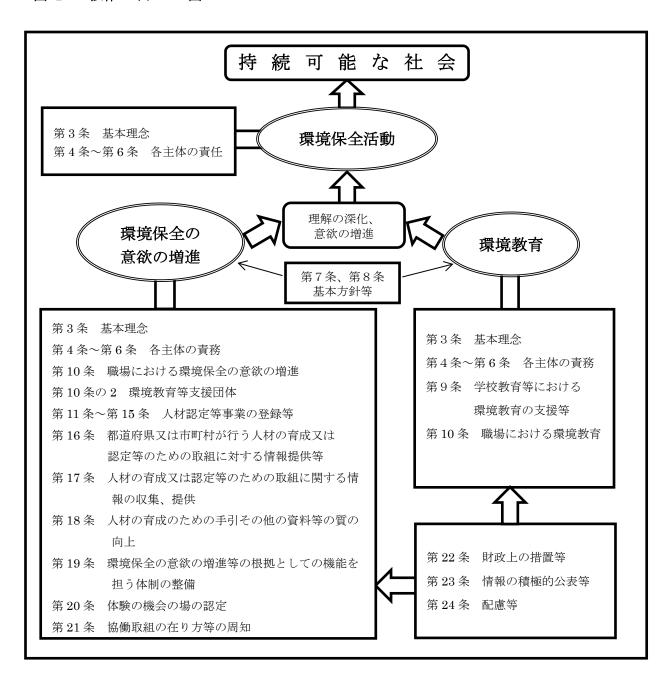
中項目	小項目	行動内容	数値目標 (平成33年度)
	(1) 市民への 環境教育の充実	環境学習講座(基礎課程)の受講者数	年間 15 人
		かぬま環境学習リーダーの登録数	5 年累計 17 人
		地域環境学習講座の開催数	5 年累計 17 地区
①次世代		木工体験事業の開催数	年間4回
につなぐ		緑化推進コンクールの応募数	年間 280 点
人づくり	(2) 子どもた ちへの環境教育	こども環境学習講座の開催数	年間 10 回
	の充実	環境学習推進校の指定数	5 年累計 35 校
		自然生活体験学習参加児童・生徒数	1,545 人
		環境学習副読本の活用実績	70%

第2 環境教育の方針

2.1 法律の背景

環境教育等促進法において、市町村の環境教育の骨子は、「学校教育等における環境 教育に係る支援等」(第 9 条)と「職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育」 (第 10 条)に明記されています。

図 1 法律のイメージ図



参考「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

(学校教育等における環境教育に係る支援等)

- 第九条 国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、環境と人との関わりが総合的に理解できるよう、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを促進するため、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、教育職員の研修の内容の充実その他の環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、環境教育の教材として活用するとともに、環境への負荷を低減するため、校舎、運動場等の学校施設その他の施設の整備の際に適切な配慮を促進するとともに、当該施設を活用し、教育を通じた環境保全活動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、前二項に規定する国の施策に準じて、学校教育 及び社会教育における環境教育の促進に必要な措置を講ずるよう努めるも のとする。
- 5 国は、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する施策及び前項に規 定する措置に関し必要な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとす る。
- 6 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、都道府県及び市町村に対し、 第十七条の規定による情報の提供(第十一条第七項に規定する登録人材認 定等事業に関する情報の提供を含む。)その他の環境教育の推進に資する情 報の提供等により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、 環境の保全に関する知識、経験等を有する人材等が広く活用されることと なるよう、適切な配慮をするものとする。
- 7 国、都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

第十条 事業者及び国民の組織する民間の団体(以下この条、第二十一条の 三第一項、第二項及び第四項並びに第二十三条第一項において「民間団体」 という。)、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に対し、環 境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲 の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

- 2 国、都道府県及び市町村は、民間団体又は事業者であってその雇用する 者に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うものに対し、環境の 保全に関する指導を行うことができる人材、環境保全の意欲の増進又は環 境教育に係る資料等に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努 めるものとする。
- 3 民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、国民の環境の保全に関する 知識及び技能を向上させるため、職場において学生の就業体験その他の必 要な体験の機会の提供に努めるものとする。

2.2 基本方針

本市における環境教育の基本方針については、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の趣旨に従い以下のとおりとします。

本市では、体験学習や最新の情報を盛り込んだ質の高い環境教育を推進し、市 民、事業者、行政による環境保全への理解と取組の意欲を高め、「持続可能な社会」 の構築を目指すものとする。

- 1 市民の環境保全の意識を高めるため、生涯学習の場における機会を活用して環境教育を促進する。
- 2 環境教育を支援する人材を計画的に育成するとともに、環境教育の資料、 情報並びに器材・教材の充実を図る。
- 3 各地域への環境教育並びに環境保全活動の促進のため、地域の環境教育指導者が主体となった出前講座等を推進する。
- 4 紙芝居教室やエコ工作等の体験型講座の開催により、子どもたちへの環境 教育の充実を図る。
- 5 市民の環境保全に関する知識及び技能の向上を促し、学生の職場体験など の機会を提供する。

第3 推進すべき施策

3.1 環境教育の充実

環境教育の場は、幼稚園や学校、生涯学習、地域及び職場などさまざまな局面に 及びます。また、対象者の年齢やライフスタイルによってその指導方法やアプロー チも多様になります。

したがって、質の高い環境教育を進めるためには、その場面やターゲット、社会 情勢などをふまえた内容で行う必要があります。

3.1.1 環境学習基本講座

生涯学習の機会を利用し、市民向け「環境学習基本講座」を開講します。

この講座では、「かぬま」の環境や自然に関する基礎知識の習得及び環境教育の 指導者となる人材の育成を図り、もって、市民の環境保全及び環境美化意識の向上 を目指します。

3.1.2 環境学習指導者としてのスタート

「環境学習基本講座(全3回)」をすべて履修した方に修了証書を贈呈します。「エコマイスター」として、市が主催、もしくは市が依頼を受けた出前講座の指導者として、また、地域における環境保全活動をリードする人材として活躍されることを期待します。

なお、これまでの「環境学習指導者認定制度」及び「かぬま環境学習リーダー設置要綱」は廃止としますが、従前のかぬま環境学習リーダーの皆様とは引き続き連携をしながら環境学習を推進していきます。

3.1.3 地域環境学習講座

市内各地域において親子向け環境学習講座を開催します。

この講座は、地域の環境学習指導者が主体となり、地域への環境学習及び環境保全活動の促進を図り、もって、将来の環境保全活動を担う人材の育成を目指します。 エコ工作等の体験型講座を中心とし、参加者のその後のエコライフを推進する ものとします。とりわけ、ごみの分別や節電など、参加した親子がそれぞれの家庭ですぐに実践できる内容とします。

3.1.4 夏休み特別講座

夏休み期間を利用した子ども向け体験型講座を開講します。

日常の様々なシーンにおける環境に配慮したライフスタイルの形成は、幼少期 の経験や体験、驚きによって養われます。したがって、幼少期からの環境教育は、 その後の環境保全や環境美化意識の醸成を進める上で極めて重要であります。 自然環境に直接触れ、自然のありがたみや大切さを肌で感じられるような体験 型講座を開講し、環境愛護や郷土愛の意識を育みます。

図 2 環境学習の体系図

環境学習基本講座

- ・環境における基礎的知識の習得
- ・環境保全活動を牽引する人材の育成
- ・環境学習指導者の養成
- ・「エコマイスター」となり各種環境学 習講座の講師及び地域の環境保全を リードする人材として活躍

地域環境学習講座

- ・地域の環境学習指導者活用
- ・地域への環境学習及び環境 美化意識の浸透
- ・体験型の講座内容を中心と し、受講者のライフスタイ ルの変革を促す

エコライフ推進 持続可能な社会

夏休み特別講座

- ・夏休み子ども向け講座
- ・自然環境に直接触れる実感 を伴う講座により、環境愛 護と郷土愛の醸成を促す
- ・生涯に亘る環境美化意識及 び環境保全への意識を育む

3.2 学校教育における環境教育

子どもたちへの環境教育の充実を図るためには、学校教育における様々な場面で環境保全における正しい理解と認識を養い、美しい自然環境を守り育てる判断力を育むことが重要であります。

しかしながら、学校教育における環境学習は教科として独立していないため、各 学校において児童の成長に合わせた学習方法について、研究・開展を促していきま す。

3.2.1 環境教育の目標

学校教育に期待する事項として、小学校及び中学校共通の目標を次のとおり設定します。

- (1) 人の暮らしと地球環境との関わりを学び、環境保全の大切さを理解する。
- (2) 身近なごみ問題について学び、ごみの分け方や出し方について理解する。
- (3) リサイクルの方法と現状を学び、資源の大切さと循環型社会について理解する。
- (4)地域の財産である美しい自然環境との共生を図り、次世代に継承する大切さを理解する。
- (5) 環境保全の取組を体系的に理解し、将来にわたり環境保全に係る自発的・主体的行動に結び付くことを目指す。

3.2.2 体験学習の充実

クリーン作戦、リサイクル活動、動物飼育及び植物栽培など、環境教育に有効な 手法を精査・研究して体験学習の充実を図ります。

中でも、小学4年生及び中学1年生を対象に「自然生活体験学習」を実施しており、自然体験を通じて自然や命の大切さを学ぶ機会を必須授業として取り入れています。

こうした自然体験学習は、「自然体験交流センター」などの環境教育の拠点施設としての機能を有する施設で行うことで、より効果的な環境学習が実施できると考えます。

以下の施設を本市の体験学習施設に位置付け、各環境学習項目の推進を図ります。

(1) 自然体験交流センター・・・ 自然環境学習の場

(2) 出会いの森オートキャンプ場・・・ 自然環境体験の場

(3) 環境クリーンセンター・・・ ごみ処理等学習の場

(4) リサイクルセンター ・・・ リサイクル学習の場

(5) 下水道事務所 ・・・ 生活排水処理学習の場

3.2.3 教員の資質向上

学校教育における環境教育は、教員の環境問題に対する認識の差異が、そのまま 児童・生徒の環境保全活動に対する理解力や行動の差となって表れると考えます。 そのため、児童・生徒への効果的な環境学習を進めるためには、教員自身が環境 教育の意義や重要性を理解し、正しい情報をもって指導にあたる必要があります。 また、学校生活のあらゆる場面において、教員自ら環境に配慮した生活を心がけ、 エコライフの実践における見本となることが求められます。

そこで、教職員の各種研修等への参加を促すとともに、研修等の成果を学校教育の現場において実践・活用し、子どもたちへの指導の強化につなげることを目指します。

3.2.4 環境学習教材の活用

学校教育において、本市ならではの地域特性を生かした環境教育を推進するためには、子どもたちの理解をより高められる学習教材が必要です。

本市では、小学4年生から6年生向けの環境学習副読本である「わたしたちの暮らしと環境」を毎年作成し、市内の小学4年生に提供しています。

取りあげる項目や内容などについて、実際に使用する教員の意見を取り入れな がら毎年改訂し、より適切な学習教材の提供を目指します。

また、そうした教材の利用率向上を促していきます。

3.3 事業所等における環境教育

環境問題が世界的規模で拡大する中、事業所等はその社会的責務を果たすため、 規模の大小にかかわらず、環境保全活動に取り組んでいます。

しかし、全体として見ると十分な広がりと理解を伴っているとまでは言えず、環境負荷低減の余地はまだまだ残っていると考えています。

そのため、これまで以上に環境保全活動への意識を高め、自身の業務遂行に伴う 環境負荷の低減を図れるよう、職場における環境教育の推進を促していきます。

3.3.1 市における職場教育

環境に配慮した生活を市全体で進めていく上で、まずは市職員一人ひとりが率 先して市民の模範となる環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

そのため、新規採用職員研修をはじめ、市単独研修等の中に環境学習を位置づけ、 出前講座や各種環境イベントの開催など、あらゆる機会を通じて環境保全に関す る理解を深めていきます。

また、地球温暖化対策実行計画に基づき、事務事業における環境への負担の軽減に努め、各目標の達成に向け、事業所や市民との連携を強化しながら組織的・計画的に環境保全活動を推進していきます。

3.3.2 事業所・団体での職場教育

環境教育を社会教育の一環に位置付け、事業所に従事する社員や各種団体の構成員等に対して、環境保全に関する多様な教育が行えるよう進めていきます。

また、社員等における環境保全に関する知識・技能の向上を図るため、商工会議所や各種団体等と連携しながら、団体会報等の活用による出前講座の案内、環境保全関係情報の提供及び各種環境イベント開催等の案内を行い、環境学習への参加促進を図るとともに、社員等の各職場における日々の生活の中で、環境負荷低減の実践が図れるよう促していきます。

3.4 環境保全に関する情報

市は、学校・社会・事業所等の各主体に対し、実効性のある様々な情報を各種媒体を通じて提供し、環境保全の重要性と技能等についての理解を深め具体的な行動へとつなげていきます。

そのためには、各主体と連携を密にし、情報の共有化や公開の機会を確立していきます。

(公表の手段)

・市広報紙(eco の環)、ホームページ、ケーブルテレビ、社内広報、団体会報、各種イベント、各種講座開催 など

3.5 体験機会の提供

より効果的な環境学習を進めるには体験を伴う学習が重要であることから、学校教育及び社会教育の中で、体験学習施設の積極的な活用をはじめ、多くの人々の集う各種イベント等において体験機会の提供を積極的に進めていきます。